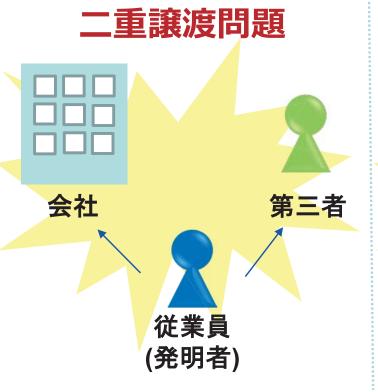
Q3 規程がないと困ることはありますか?

A3

職務発明規程がない場合、特許を受ける権利(特許出願できる権利)は、発明者自身のものとなり、そのままでは、会社は保有することができません。また、以下の様なリスクや支障が生じます。

- 訴訟リスク(→Q8)
- ·二重譲渡問題(→Q9)
- ・共同研究での支障(→Q10)





共同研究での支障 会社 共同研究会社 従業員 共同発明者

(発明者)